

大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド～駒ヶ林南）について

平成19年9月1日

兵庫県・神戸市・国土交通省近畿地方整備局

1. はじめに

大阪湾岸道路は、神戸淡路鳴門自動車道（垂水ジャンクション）から関西空港自動車道（りんくうジャンクション）までを結ぶ自動車専用道路です。

この資料は、大阪湾岸道路のうち、都市計画決定されていない六甲アイランド北から駒ヶ林南までの約14.5km（以下、「計画路線」という）のルート・構造の概要をとりまとめたものです。

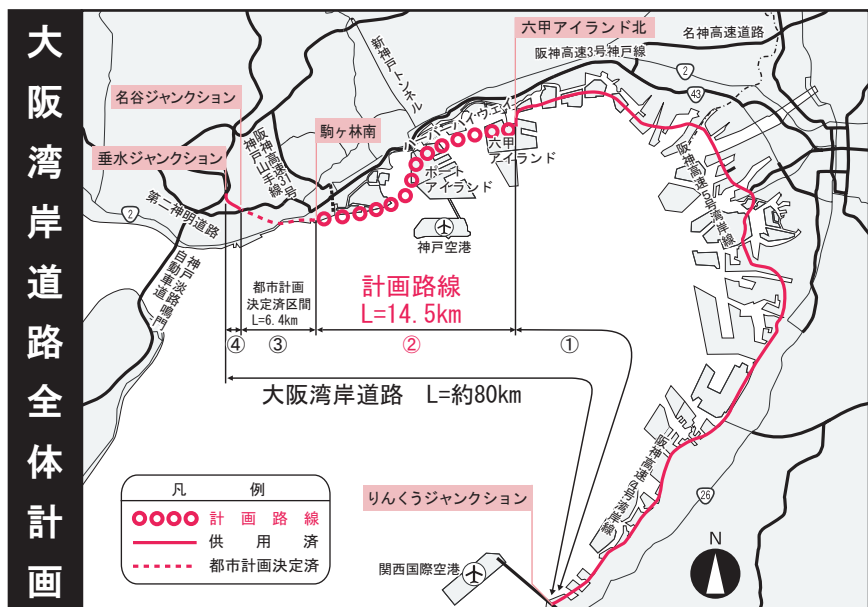
今回お知らせする計画路線については、順次、説明会や公聴会を開催し、皆様のご意見をお伺いした上で、都市計画の案として作成してまいります。

説明会の日時と場所については4ページに案内しています。

2. 大阪湾岸道路とは

大阪湾岸道路は、南は泉佐野市（りんくうジャンクション）で関西空港自動車道と結び、西は垂水区名谷町（垂水ジャンクション）で神戸淡路鳴門自動車道等と結ぶ延長約80kmの自動車専用道路であり、大阪湾沿岸諸都市を連絡し、都市の活力を向上させることを目的として計画されています。

これまで計画が具体化された区間から順次整備が進められており、現在の整備状況は次のようになっています。



〔現在の整備状況〕

区間	延長	整備状況
① 泉佐野市りんくう往来北（りんくうジャンクション）～東灘区向洋町東（六甲アイランド北ランプ）	約55.8km	供用済
② 東灘区向洋町東（六甲アイランド北ランプ）～長田区駒ヶ林南町（駒ヶ林南ランプ(仮称)）	約14.5km	未供用 〔今回の計画路線〕
③ 長田区駒ヶ林南町（駒ヶ林南ランプ(仮称)）～垂水区下畑町（名谷ジャンクション）	約6.4km	未供用 〔都市計画決定済〕
④ 垂水区下畑町（名谷ジャンクション）～垂水区名谷町（垂水ジャンクション）	約1.8km	供用済

3. 計画路線のこれまでの経緯について

計画路線のこれまでの主な経緯は次のとおりです。

〔これまでの経緯〕

- 平成元年8月 建設省(当時)から、兵庫県、神戸市に対し、計画原案（東灘区～垂水区：区間②+区間③）を提示
- 平成6年9月 名谷ジャンクション～駒ヶ林南（区間③）の都市計画決定
- 平成8年2月～3月 区間②について、神戸市が計画路線周辺の皆様に神戸市案を説明
- 平成15年11月 国土交通省、兵庫県、神戸市で概略計画案（神戸市案の一部を変更したもの）について合意
- 平成15年11月～平成17年1月 大阪湾岸道路有識者委員会によるPI（パブリック・インボルブメント）プロセス※を実施
- 平成17年2月 兵庫県都市計画審議会に都市計画に係る環境影響評価に関する事項の調査について諮問
- 平成17年12月～平成18年1月 環境影響評価方法書の公告・縦覧
- 平成18年～ 環境影響評価の調査等を実施

このような経緯を踏まえ、兵庫県では、計画路線の都市計画決定に向け、計画路線のルート・構造について神戸市、国土交通省近畿地方整備局とともに検討作業を進めてまいりました。

※PI（パブリック・インボルブメント）プロセスとは

PIプロセスとは、透明性、客観性を向上し、公正さを確保するため、市民等に情報を提供した後に意見を把握し、それらを計画づくりに反映していく方法のことです。
今回の計画を策定するに当たっては、大阪湾岸道路有識者委員会により、公正中立な立場で、市民の皆様の意見の把握・分析を行いながら、この計画路線の必要性や配慮すべき事項などについて検討し、国土交通省近畿地方整備局に対し提言が行われました。

4. 計画路線の概要について

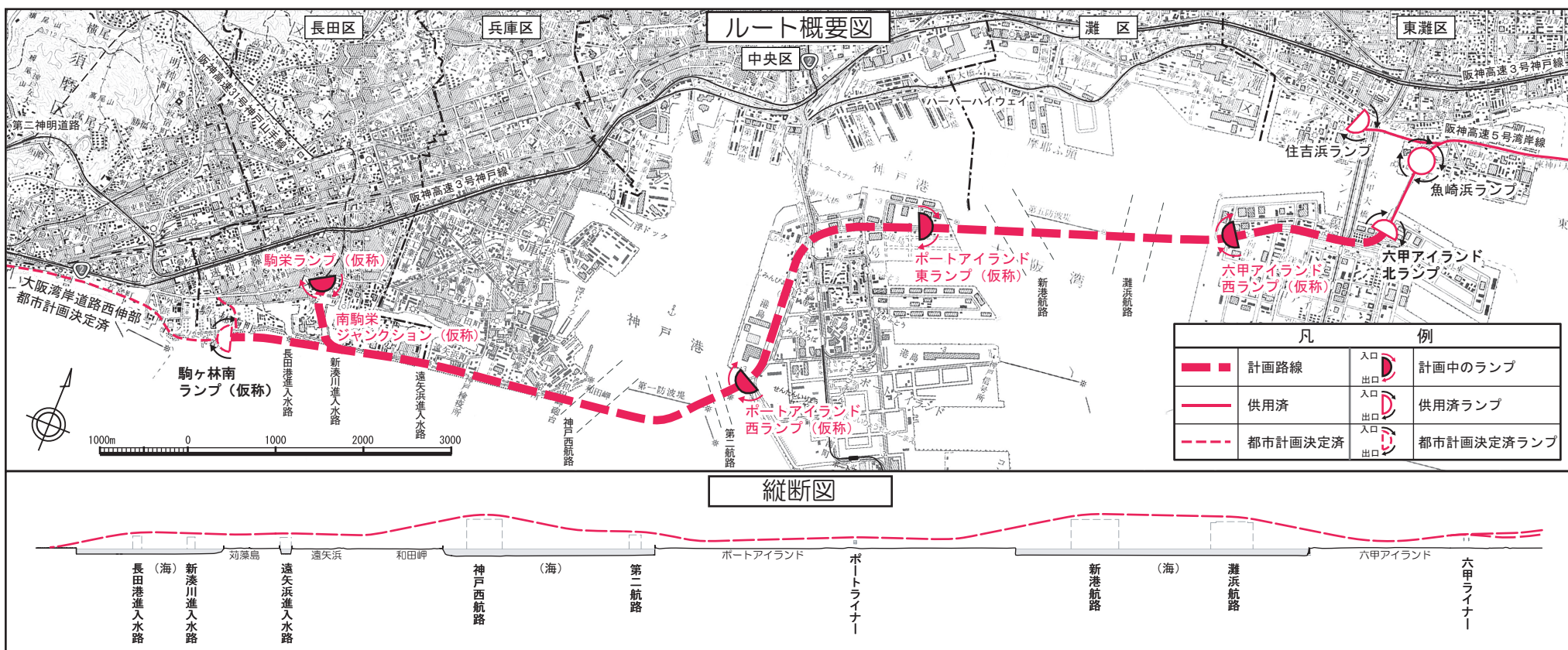
計画路線は、阪神高速3号神戸線などとともに東西方向の交通を分担する自動車専用道路（往復6車線）です。高架構造を基本として、六甲アイランド、ポートアイランドの海上都市では主に既存道路上を、兵庫・長田区臨海部では主に護岸沿いを通過し、海上では主要航路を長大橋梁でまたぐ計画です。

ランプ（一般道路と接続する出入口）については、土地利用状況を勘案し、一般道路に交通の集中ができるだけ生じないように、次のように計画しています。

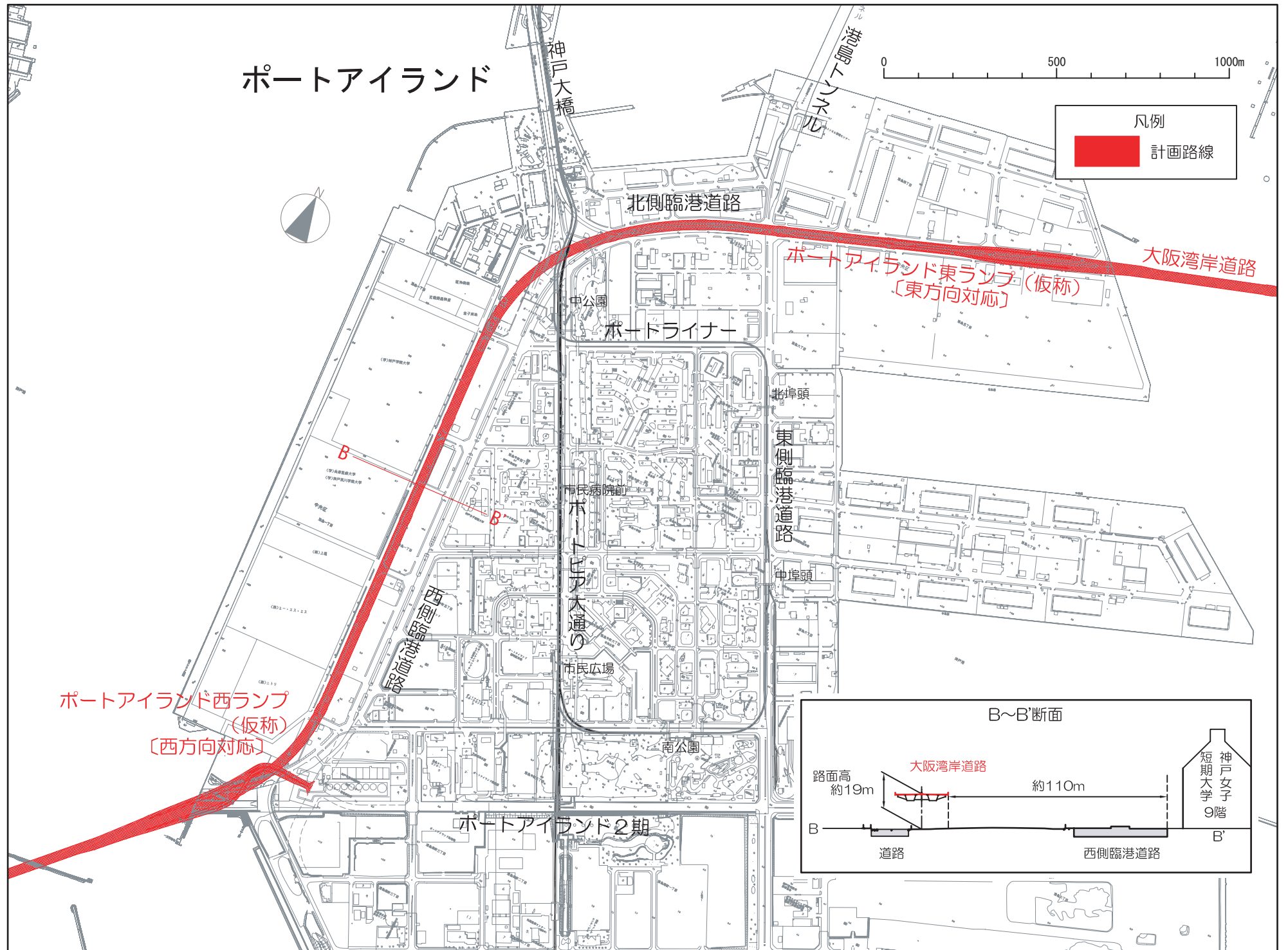
〔ランプの配置計画〕

- 六甲アイランド：六甲アイランド北ランプ（東方向対応：供用済）
：六甲アイランド西ランプ(仮称)（西方向対応）
- ポートアイランド：ポートアイランド東ランプ(仮称)（東方向対応）
：ポートアイランド西ランプ(仮称)（西方向対応）
- 兵庫・長田区臨海部：駒栄ランプ(仮称)（東方向対応）
：駒ヶ林南ランプ(仮称)（西方向対応：都市計画決定済）

六甲アイランド、ポートアイランド及び兵庫・長田区臨海部における計画路線のルートを2、3ページに示しています。

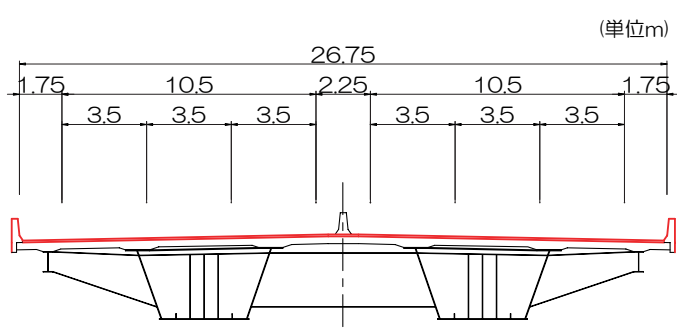


計画路線の概要図

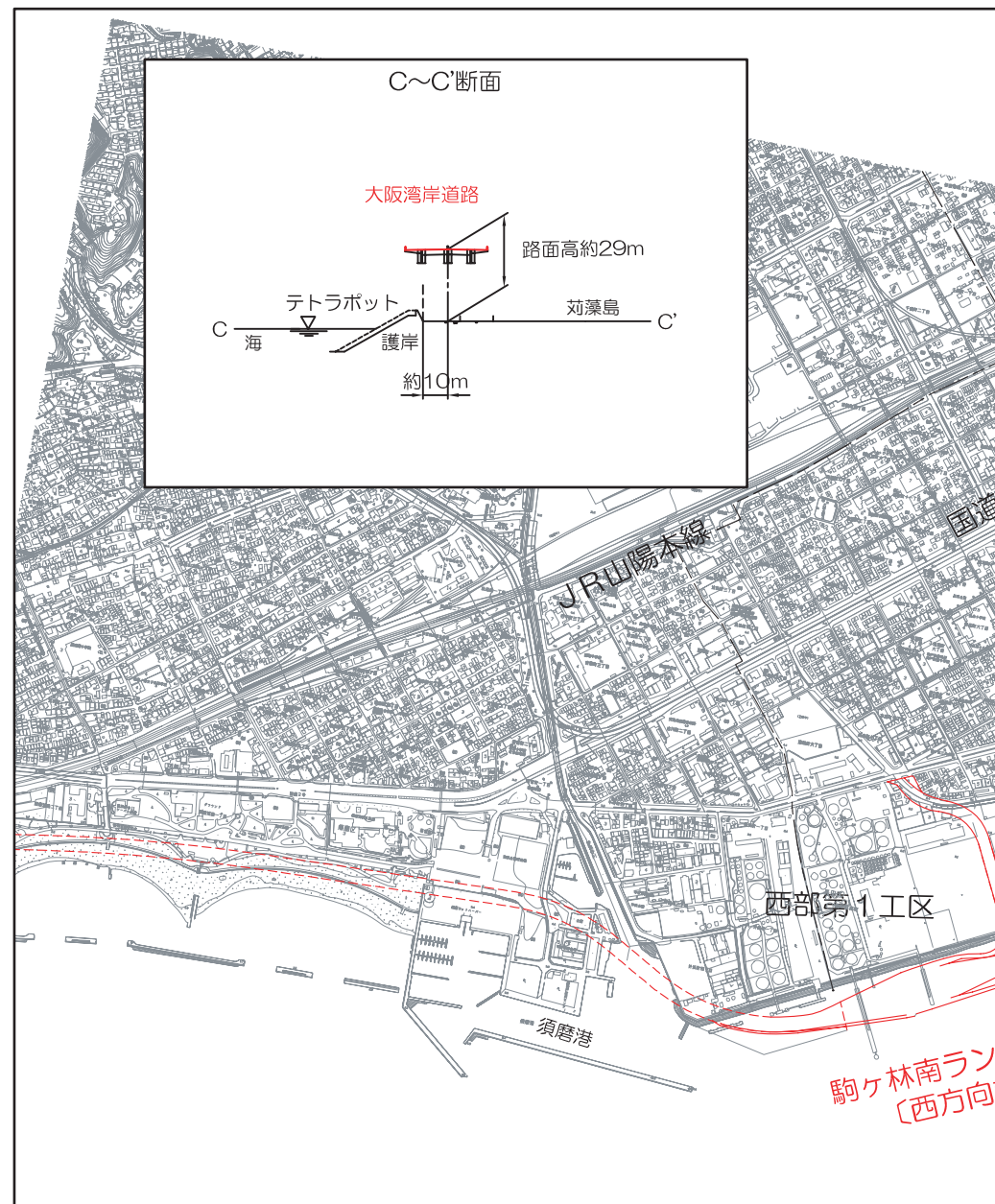


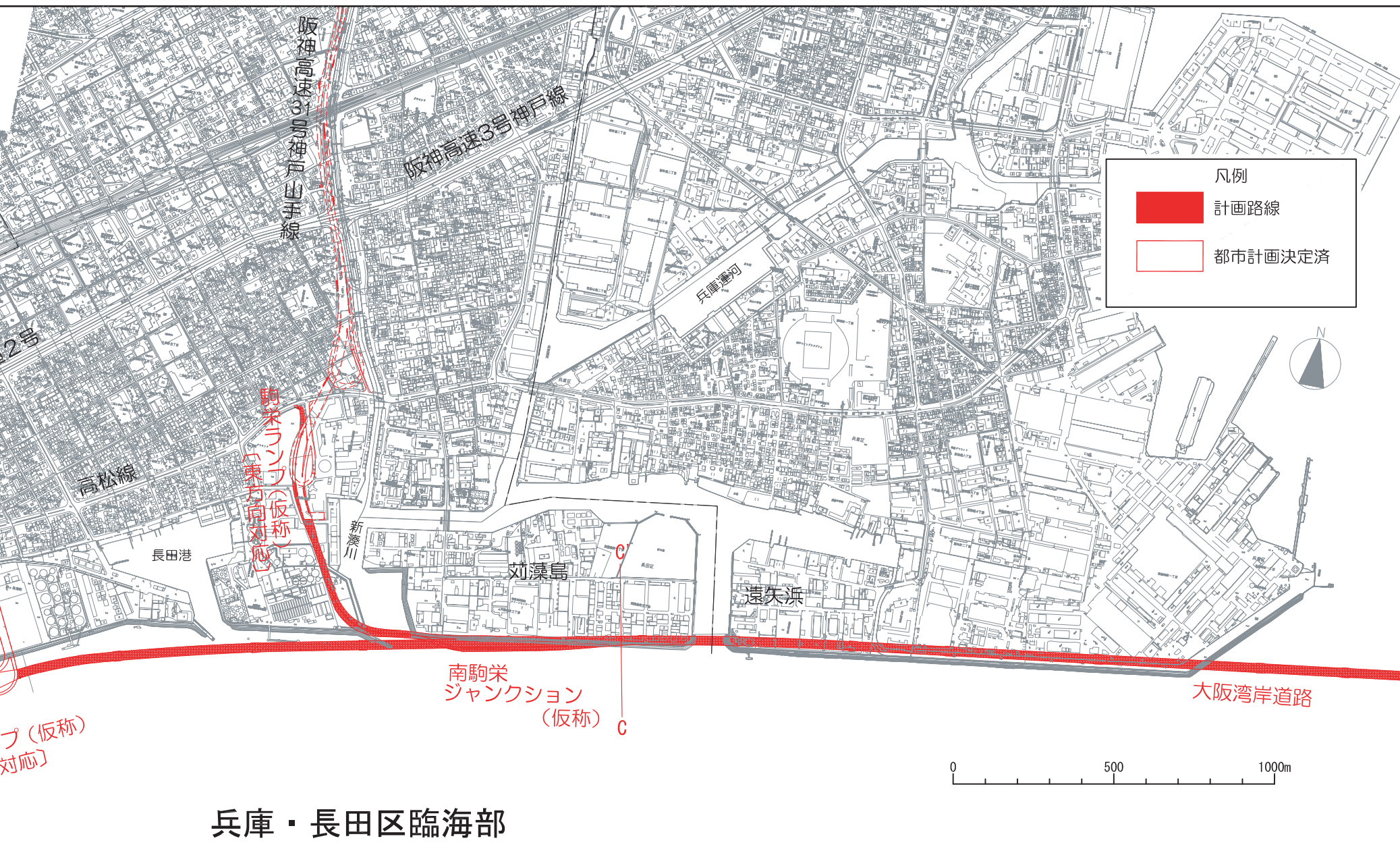
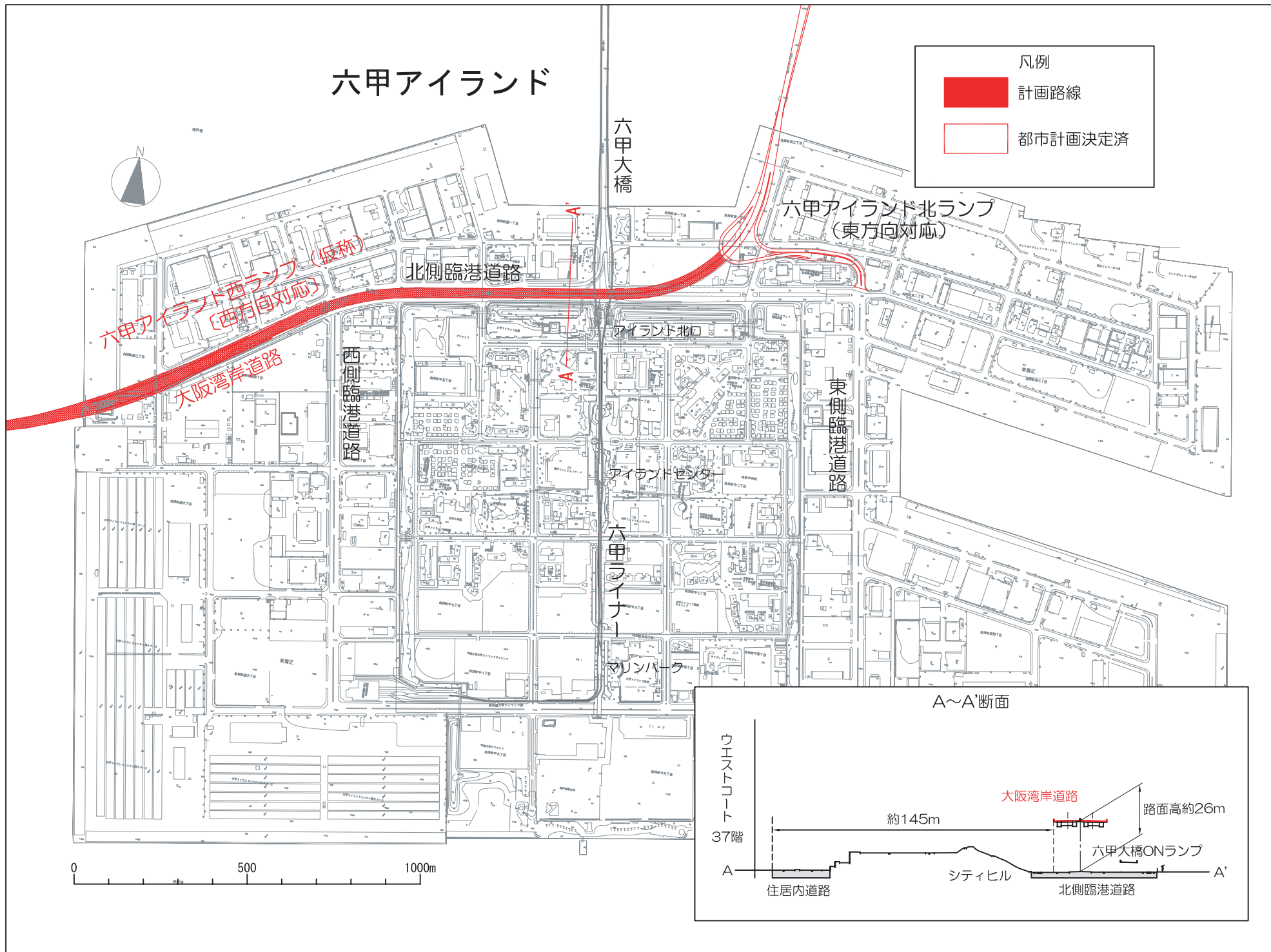
〔計画路線の概要〕

区 間	神戸市東灘区向洋町東～神戸市長田区駒ヶ林南町地先	
延 長	約14.5km	
規 格	第2種第1級 自動車専用道路	
幅 員	26.75m (往復6車線)	
設計速度	80km/h (本線)	
道路構造	高架構造	
新設ランプ〔対応方向〕	接続道路	
六甲アイランド西ランプ (仮称) 〔西方向対応〕	六甲アイランド 北側臨港道路	
ポートアイランド東ランプ (仮称) 〔東方向対応〕	ポートアイランド 北側臨港道路	
ポートアイランド西ランプ (仮称) 〔西方向対応〕	ポートアイランド 西側臨港道路 (予定)	
南駒栄ジャンクション (仮称) 〔東方向対応〕	神戸市道高速道路2号線 (阪神高速31号神戸山手線)	
駒栄ランプ (仮称) 〔東方向対応〕	神戸市道西出高松前池線 (都市計画道路 高松線)	



〔計画路線の標準断面図〕





兵庫・長田区臨海部

5. 計画路線のルート・構造について

計画路線のルート・構造については、安全で快適な自動車専用道路としての機能を備えるとともに、沿道の土地利用状況や周辺環境への影響などを踏まえて、次に示すような考え方に基づいて計画しています。

〔計画路線のルート・構造の考え方〕

- 六甲アイランド及びポートアイランド内では、住宅地域や港の施設などへの影響を考慮し、できるだけ既存道路上を通過するようにしています。
- 和田岬から駒ヶ林南間は、住宅地域や企業施設、船舶航行への影響などを考慮し、護岸沿いを通過するようにしています。また、石油コンビナートに隣接する区間では、防災安全上必要な離隔距離を確保しています。
- 海上部は、神戸港の主要航路を航行する船舶の安全性を確保するとともに、長大橋梁の構造特性を考慮し、できるだけ直線的に横断するようにしています。
- 既に供用している区間及び都市計画決定されている区間への接続を図ります。

6. 計画路線が果たす役割

今回の計画路線を含め、大阪湾岸道路全体を整備することにより、大阪湾ベイエリアの諸都市を相互に連絡し、関西国際空港、神戸空港、神戸港などとともに陸・海・空を結ぶ利便性の高い総合交通ネットワークが形成され、地域連携強化と広域交流圏の拡大に寄与するとともに、次のような効果が期待できます。

〔大阪湾岸道路の整備効果〕

- ◆神戸・阪神地域の交通渋滞緩和に寄与します
阪神高速3号神戸線などに集中する自動車交通を適切に分散することにより、既存市街地内の交通渋滞の緩和に寄与します。
- ◆神戸・阪神地域の幹線道路の沿道環境改善に寄与します
阪神高速3号神戸線などに集中する自動車交通を適切に分散することにより、神戸・阪神地域の幹線道路の沿道環境の改善に寄与します。
- ◆国際物流基幹道路ネットワークを形成します
阪神港スーパー中核港湾の整備を支援し、国際物流基幹道路ネットワークを形成することで、国際競争力の強化、神戸・阪神地域をはじめ関西経済の活性化に寄与します。
- ◆地域の利便性が向上し、災害などに強い道路ネットワークを形成します
海上都市部を相互に結ぶ高速道路ネットワークが形成され、神戸市都心部や神戸港周辺の東西道路の機能が強化されることにより、地域間の移動時間の短縮および移動時間の信頼性が向上します。また、災害・事故・緊急時の代替機能の確保や経路の選択肢が増えることにより、災害などに強い道路ネットワークを形成します。

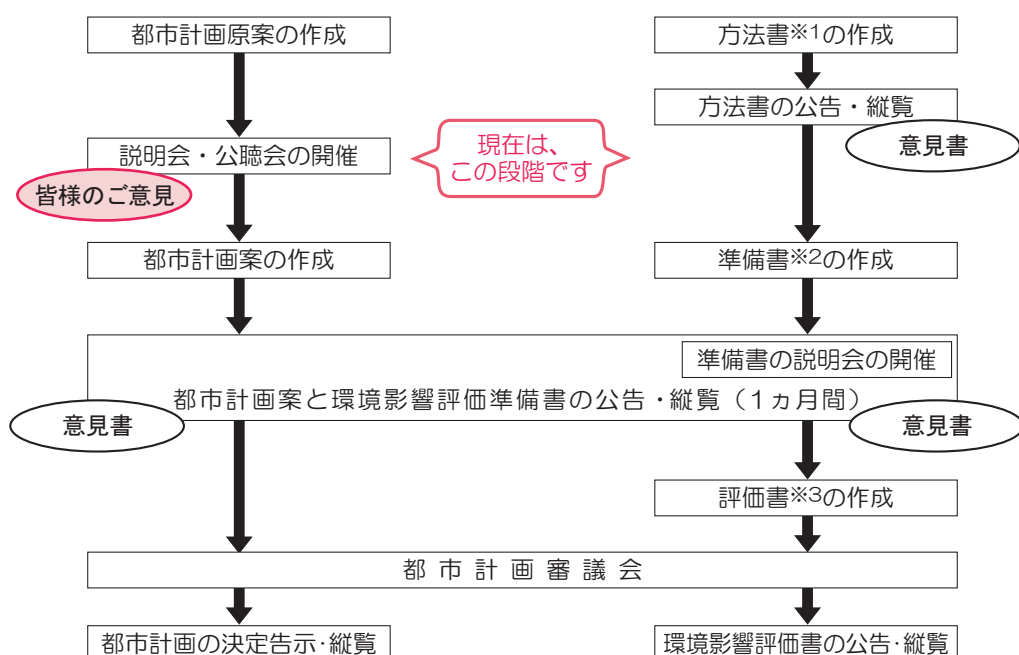
7. 今後の予定について

- 今回は、計画路線のルート・構造の概要についてお知らせしましたが、この内容については、右記のとおり説明会及び公聴会を開催し、皆様のご意見などを伺ってまいります。その後、皆様のご意見などを踏まえて都市計画案を作成し、下記に示す手続きにより都市計画決定を行いたいと考えております。
- また、環境に対する影響についても別途説明会を開催する予定です。これにつきましては、改めてお知らせします。
- 計画路線は、これからの神戸の都市再生と活力向上のための重要なプロジェクトであり、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

〔今後の流れ〕

都市計画の手続きの流れ

環境影響評価の手続きの流れ



※1…方法書とは、環境影響評価の評価項目、調査・予測方法などの計画をとりまとめたものであり、公表し意見を求めるための図書
 ※2…準備書とは、環境影響評価の調査・予測・評価を実施した結果をとりまとめたものであり、公表し意見を求めるための図書
 ※3…評価書とは、準備書への意見などを踏まえ、環境影響評価としてとりまとめた図書

説明会のご案内

日時	場所	案内図
平成19年 9月10日（月） 午後7時～9時	兵庫区和田宮通6丁目 和田岬小学校体育館	
平成19年 9月11日（火） 午後6時半～8時半	長田区南駒栄町 駒ヶ林会館	
平成19年 9月12日（水） 午後7時～9時	東灘区向洋町中2丁目 六甲アイランド小学校 体育館	
平成19年 9月18日（火） 午後7時～9時	中央区港島中町2丁目 港島ふれあいセンター	
平成19年 9月20日（木） 午後7時～9時	長田区二葉町1丁目 真陽小学校体育館	
平成19年 9月21日（金） 午後2時～4時	長田区苅藻島町3丁目 苅藻島クリーンセンター	
平成19年 9月24日（月・祝） 午後2時～4時	中央区下山手通4丁目 兵庫県民会館 (11階パルテホール)	

公聴会のご案内

〈目的〉
 計画路線のルート・構造に関する説明会を行い、後日その案について皆様からのご意見を公開の場でお聴きするものです。

〈日時、場所等〉
 日時：平成19年10月7日（日）午後2時～4時
 場所：兵庫県私学会館（4階大ホール）
 中央区北長狭通4丁目
 （収容人員を超えた場合は、入場制限をさせていただきます。）

公述申出書提出期間：平成19年9月3日（月）～平成19年9月28日（金）

〈公述の申出〉
 公聴会に出席してご意見を述べようとする方は、上記の公述申出書提出期間中に意見の要旨及びその理由並びに住居、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した兵庫県知事あての書面（様式は問いません）を〒650-8567神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に郵送又は持参にて提出して下さい。（神戸市都市計画総局計画部計画課においても受付可能）
 ※公述申出書に関する個人情報は、個人情報保護条例に基づき、この公聴会運営に限り利用することとします。

〈その他〉
 同じ趣旨のご意見が多数ある場合は、公述人を選定させていただきます。

■問い合わせ先

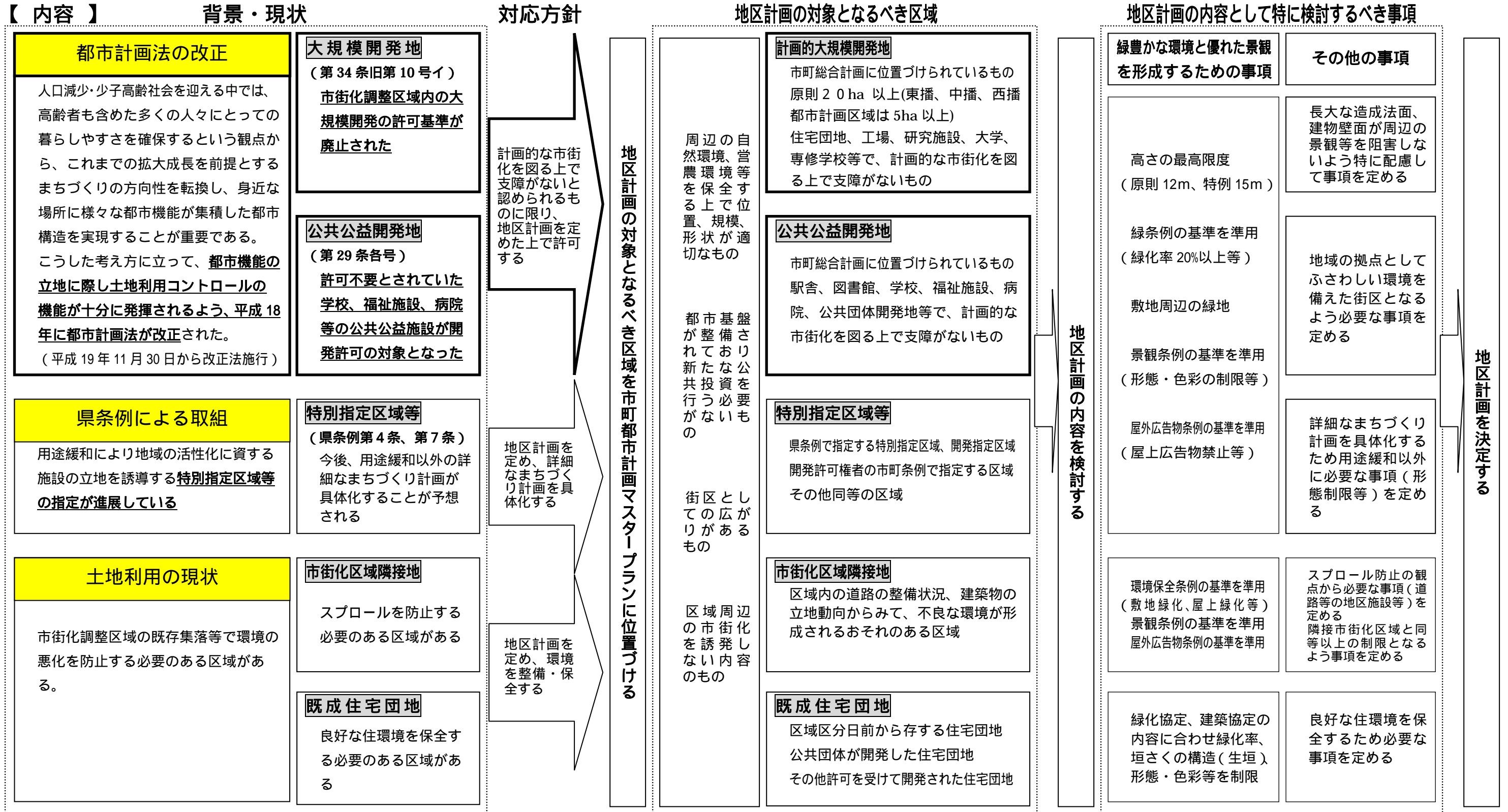
兵庫県 県土整備部 まちづくり局 都市計画課
 TEL 078-341-7711
 神戸市 都市計画総局 計画部 計画課
 TEL 078-322-5487
 国土交通省 近畿地方整備局 阪神国道事務所 調査課
 TEL 0797-32-2151

市街化調整区域の地区計画に対する同意に当たっての判断指針（概要）

【 目的 】

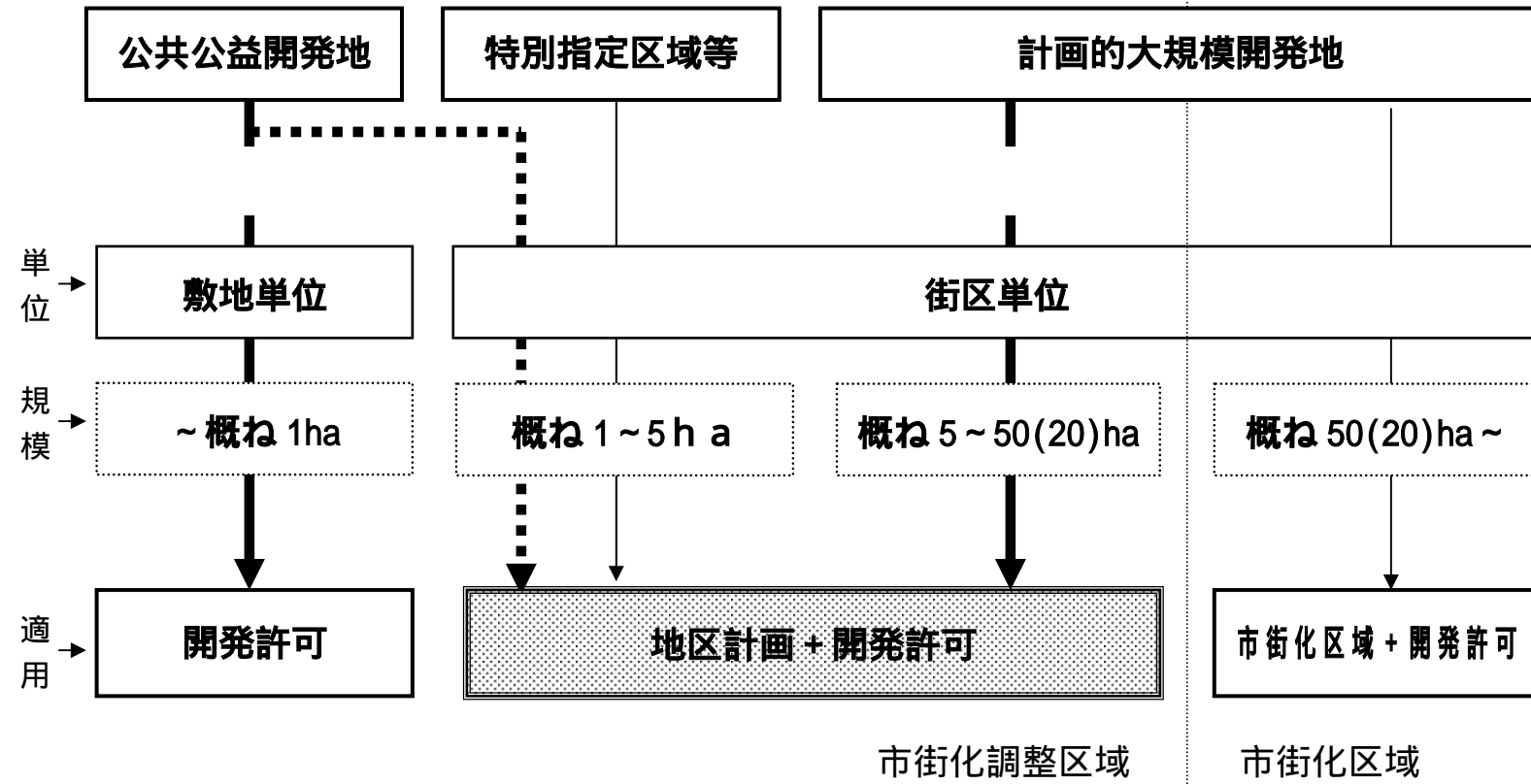
本指針は、市街化調整区域の地区計画に対する県同意の判断の基となる考えを示すものである。広域的な運用の統一性を確保し、区域区分の主旨を踏まえ、市街化調整区域における秩序ある土地利用を進める観点から、地区計画の対象となるべき区域、内容として特に検討すべき事項等を示し、あらかじめ決定権者である市町の参考に供することで、制度が適正かつ円滑に運用されることを期待している。

【 内容 】



市街化調整区域における地区計画の役割

1 開発許可の前提としての役割 → 計画的大規模開発地 公共公益開発地 特別指定区域等
(市街化区域隣接地と既存住宅団地 既存建物の建替が中心であり許可不要)



注) このフロー図は全てのパターンを表したものではない

← : 都市計画法の改正により変更になったフロー

凡例

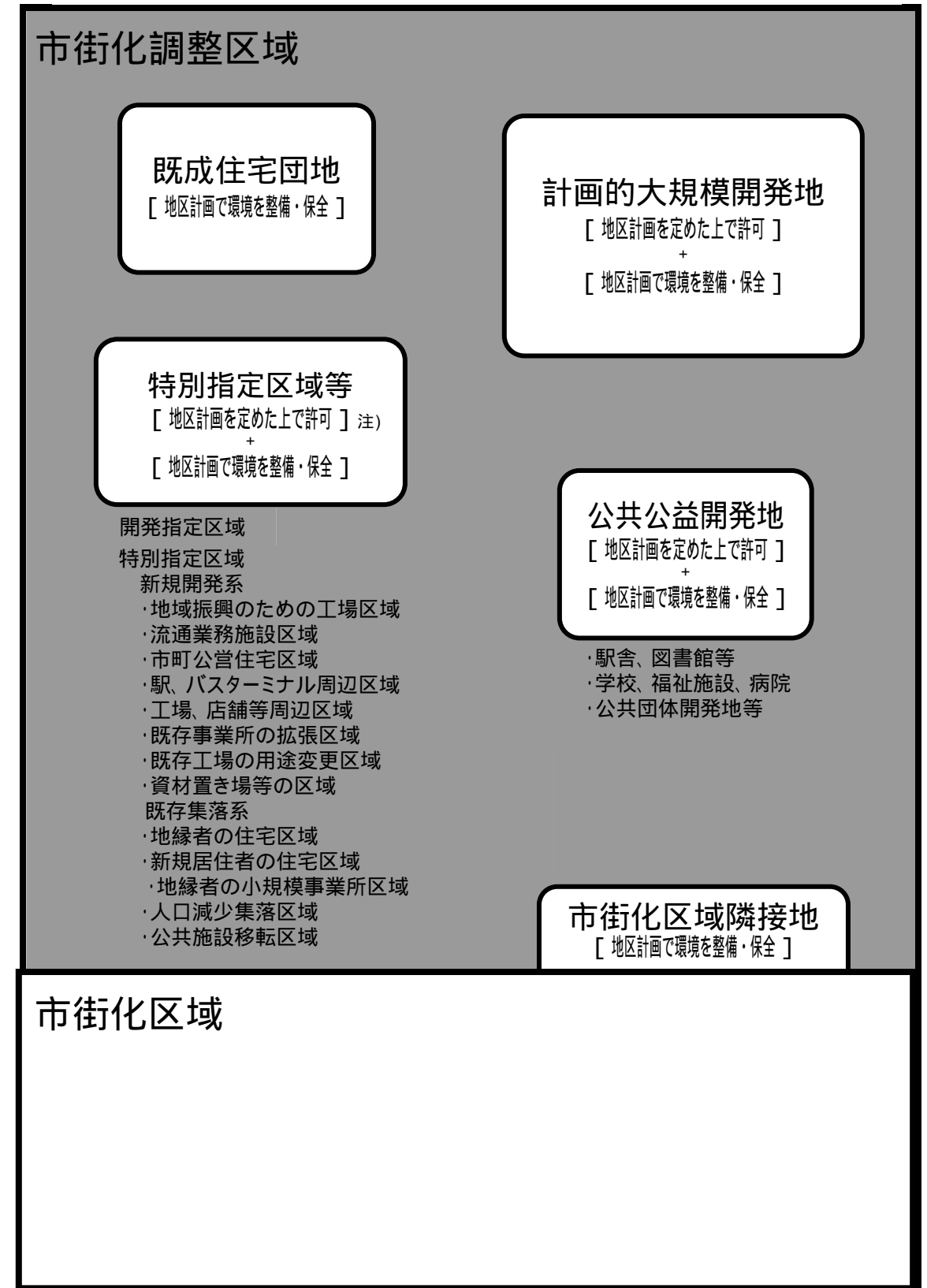
大規模開発地の許可基準が廃止され、地区計画を定めた上で許可することになった

許可不要とされていた公共公益開発地の一部が開発許可の対象となった

(← : 公共公益開発地のうち街区単位のものに地区計画を適用)

2 良好な環境を整備・保全する役割 → 計画的大規模開発地 公共公益開発地 特別指定区域等 市街化区域隣接地 既存住宅団地

地区計画の対象区域と役割 (イメージ図)



注) 特別指定区域等の指定だけでも許可可能であるが、地区計画を定めると詳細なまちづくり計画を具体化するために必要な事項を条件に加えることができる